

(2021 (令和3) 年6月29日)

全国社会福祉協議会

テキスト「社会福祉法人制度改革対応版 社会福祉法人会計基準の実務 会計処理」

2018 (平成30) 年3月20日以降～2021 (令和3) 年3月31日までの発出通知等の該当箇所の新旧対照表

頁	該当箇所	新	旧
一	凡例	<ul style="list-style-type: none">・ 4. 社会福祉法人会計基準 (平成28年3月31日／<u>令和2年9月11日最終改正</u>)・ 5. 運用通知：社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用の取扱いについて (平成28年3月31日／<u>令和2年9月11日最終改正</u>)・ 6. 留意事項通知：社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について (平成28年3月31日／<u>平成31年3月29日最終改正</u>)・ 7. 事務処理基準：社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について (<u>平成31年3月29日</u>)	<ul style="list-style-type: none">・ 4. 社会福祉法人会計基準 (平成28年3月31日)・ 5. 運用通知：社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用の取扱いについて (平成28年3月31日)・ 6. 留意事項通知：社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について (平成28年3月31日)・ 7. 事務処理基準：社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について (<u>平成29年1月24日</u>)
53	(3) 運用通知	「運用通知」は、次の通り、社会福祉法人会計基準に係る解説 (平成23年基準における注解に相当) を <u>27</u> 項目規定しているほか、注記例、附属明細書様式などを示しています。	「運用通知」は、次の通り、社会福祉法人会計基準に係る解説 (平成23年基準における注解に相当) を <u>26</u> 項目規定しているほか、注記例、附属明細書様式などを示しています。
54	運用通知 (局長連名通知)	15 満期保有目的の債券について (会計基準省令第4条第5項関係) 16～19 <略> 20 組織再編について (会計基準省令第4条第1項、第29	15 満期保有目的の債券の <u>評価</u> について (会計基準省令第4条第5項関係) 16～19 <略>

		<p><u>条第1項第15号関係</u></p> <p><u>21～23</u> 〈略〉</p> <p><u>24</u> その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項について（会計基準省令第29条第1項第<u>16</u>号関係）</p> <p><u>25～27</u> 〈略〉</p>	<p><u>20～22</u> 〈略〉</p> <p><u>23</u> その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項について（会計基準省令第29条第1項第<u>15</u>号関係）</p> <p><u>24～26</u> 〈略〉</p>
56	留意事項（課長連名通知）	21 退職給付について	21 退職給付 <u>会計</u> について
62	留意事項	<p>2 予算と経理</p> <p>（1）～（2）〈略〉</p> <p>（3）会計帳簿は、原則として、拠点区分ごとに仕訳日記帳および総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。</p>	<p>2 予算と経理</p> <p>（1）～（2）〈略〉</p> <p>（3）会計帳簿は、原則として、<u>各</u>拠点区分ごとに仕訳日記帳および総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。</p>
72	留意事項 4 拠点区分及び事業区分について	<p>（2）拠点区分の原則的な方法</p> <p>ア 施設の取扱い</p> <p>〈略〉</p> <p>（ケ）母子及び<u>父子並びに寡婦福祉法</u>第39条第1項に定める母子・<u>父子福祉施設</u></p>	<p>（2）拠点区分の原則的な方法</p> <p>ア 施設の取扱い</p> <p>〈略〉</p> <p>（ケ）母子及び寡婦福祉法第39条第1項に定める母子福祉施設</p>
81	運用通知	<p>3 サービス区分の方法について</p> <p>〈略〉</p> <p>（1）指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>（2）〈略〉</p> <p>（3）子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業<u>並びに</u>特定子ども・子育て支援施設等</p>	<p>3 サービス区分の方法について</p> <p>〈略〉</p> <p>（1）指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>（2）〈略〉</p> <p>（3）子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準における会計区</p>

		の運営に関する基準における会計区分 〈略〉	分 〈略〉
82	留意事項 5 サービス区分について	(2) サービス区分の方法 〈略〉 (ア) 介護保険関係 〈略〉 ・ 指定訪問介護と第1号訪問事業 ・ 指定通所介護と第1号通所事業 ・ 指定地域密着型通所介護と第1号通所事業	(2) サービス区分の方法 〈略〉 (ア) 介護保険関係 〈略〉 ・ 指定訪問介護、 <u>指定介護予防訪問介護</u> と第1号訪問事業 ・ 指定通所介護、 <u>指定介護予防通所介護</u> と第1号通所事業 ・ 指定地域密着型通所介護、 <u>指定介護予防通所介護</u> と第1号通所事業
100	社会福祉法人会計基準	第30条 〈略〉 2 〈略〉 3 社会福祉法人は、 <u>第1項</u> の規定にかかわらず、〈略〉 4 <u>第1項</u> 各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。	第30条 〈略〉 2 〈略〉 3 社会福祉法人は、 <u>前項</u> の規定にかかわらず、〈略〉 4 <u>第2項</u> 各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。
121	社会福祉法人会計基準	第30条 〈略〉 2 〈略〉 3 社会福祉法人は、 <u>第1項</u> の規定にかかわらず、〈略〉 4 <u>第1項</u> 各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。	第30条 〈略〉 2 〈略〉 3 社会福祉法人は、 <u>前項</u> の規定にかかわらず、〈略〉 4 <u>第2項</u> 各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。
129	様式例 第一号第二様式(第十七条第四項関係) 資金収支内訳書	(※事業活動による収支の収入) 〈略〉 ・ 医療事業収入 ・ <u>退職共済事業収入</u> ・ (何) 事業収入	(※事業活動による収支の収入) 〈略〉 ・ 医療事業収入 ・ (何) 事業収入

		<p>〈略〉</p> <p>(※事業活動による収支の支出)</p> <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授産事業支出 ・ <u>退職共済事業支出</u> ・ (何) 支出 	<p>〈略〉</p> <p>(※事業活動による収支の支出)</p> <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授産事業支出 ・ (何) 支出
133	留意事項	<p>2 予算と経理</p> <p>(1) ~ (2) 〈略〉</p> <p>(3) 会計帳簿は、原則として、拠点区分ごとに仕訳日記帳および総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。</p>	<p>2 予算と経理</p> <p>(1) ~ (2) 〈略〉</p> <p>(3) 会計帳簿は、原則として、<u>各</u>拠点区分ごとに仕訳日記帳および総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。</p>
146	事業活動による収支の収入 (表)	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療事業収入 ・ <u>退職共済事業収入</u> ・ (何) 事業収入 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療事業収入 ・ (何) 事業収入
147	事業活動による収支の支出 (表)	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授産事業支出 ・ <u>退職共済事業支出</u> ・ (何) 支出 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授産事業支出 ・ (何) 支出
149	サービス活動増減の部の収益 (表)	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療事業収益 ・ <u>退職共済事業収益</u> ・ (何) 事業収益 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療事業収益 ・ (何) 事業収益
149	サービス活動増減の部の費用 (表)	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授産事業費用 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授産事業費用

		<ul style="list-style-type: none"> ・退職共済事業費用 ・(何)費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・(何)費用
156	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「施設介護料収益」>小区分「介護報酬収益」の説明	<p>介護保険の施設介護料で介護報酬収益をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、<u>介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等</u>)</p>	<p>介護保険の施設介護料で介護報酬収益をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、<u>旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等</u>)</p>
156	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「施設介護料収益」>小区分「利用者負担金収益(公費)」の説明	<p>介護保険の施設介護料で利用者負担収益(公費)をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、<u>介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等</u>の利用者負担額のうち、公費分)</p>	<p>介護保険の施設介護料で利用者負担収益(公費)をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、<u>旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等</u>の利用者負担額のうち、公費分)</p>
157	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)	<p>介護保険の施設介護料で利用者負担収益(一般)をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福</p>	<p>介護保険の施設介護料で利用者負担収益(一般)をいう。</p> <p>(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福</p>

	の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「施設介護料収益」>小区分「利用者負担金収益（一般）」の説明	祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分)	祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分)
157	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「居宅介護料収益(介護報酬収益)」>小区分「介護予防報酬収益」の説明	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等)	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収益をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する <u>介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等</u>)
157	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「居宅介護料収益(利用者負担金収益)」>小区分「介護予防負担金収益(公費)」の説明	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する <u>介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等</u> の利用者負担額のうち、公費分)

157	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「居宅介護料収益(利用者負担金収益)」>小区分「介護予防負担金収益(一般)」の説明	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分)	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する <u>介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、</u> 介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分)
159	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「利用者等利用料収益」>小区分「食費収益(一般)」の説明	介護保険の利用者等利用料収益で、食費収益(一般)をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者(以下「入所者等」という。)並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス事業所等</u> の利用者が支払う食費(ケアハウスの生活費として処理されるものを除く)、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食事料)	介護保険の利用者等利用料収益で、食費収益(一般)をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者(以下「入所者等」という。)並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所 <u>及び</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が支払う食費(ケアハウスの生活費として処理されるものを除く)、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食事料)
159	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「利用者等利用料収益」の小区分	〈略〉 ・居住費収益(特定) ・ <u>介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益</u> (注) 〔説明〕 <u>介護保険の利用者等利用料収益で、介護予防・日常生活支援総合事業の実費負担等に係る収益をいう。</u> (注) 2018年3月20日の通知等改正前から存在する科目であるが、上の欄(食費収益(一般))に該当の改正があり、補足として掲載 ・その他の利用料収益	〈略〉 ・居住費収益(特定) ・その他の利用料収益
179	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)	・役員報酬 ・ <u>役員退職慰労金</u>	・役員報酬

	の、大区分「人件費」の中区分	<p>〔説明〕<u>役員（評議員を含む）の退職時の慰労金等をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員退職慰労引当金繰入 <p>〔説明〕<u>役員退職慰労引当金に繰り入れる額をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員給料 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給料
182	『事業活動計算書勘定科目の説明』（表）の、大区分「事業費」>中区分「医薬品費」の説明	<p>利用者のための施設内又は事業所内の医療に関する医薬品の費用をいう。ただし、病院・介護老人保健施設・<u>介護医療院以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。</u></p>	<p>利用者のための施設内又は事業所内の医療に関する医薬品の費用をいう。ただし、病院・介護老人保健施設以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。</p>
183	『事業活動計算書勘定科目の説明』（表）の、大区分「事業費」の中区分	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車輛費 ・棚卸資産評価損 <p>〔説明〕<u>貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料など、棚卸資産（就労支援事業及び授産事業に係るものを除く）を時価評価した時の評価損をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇費 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車輛費 <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇費
187	『貸借対照表勘定科目の説明』（表）の〈資産の部〉の、大区分「流動資産」>中区分「有価証券」の説明	<p><u>債券（国債、地方債、社債等をいい、譲渡性預金を含む）のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に満期が到来するもの、又は債券、株式、証券投資信託の受益証券など</u>のうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。</p>	<p>国債、地方債、<u>株式</u>、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。</p>
189	『貸借対照表勘定科目の説明』（表）の〈負債の部〉の、大区分「流	<p>役員（<u>評議員を含む</u>）からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。</p>	<p>役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。</p>

	動負債」>中区分「役員等短期借入金」の説明		
196	『資金収支計算書勘定科目の説明』(表)の〈その他の活動による収入〉の大区分	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金収入 ・役員等長期借入金収入 <p>〔説明〕<u>役員（評議員を含む）からの長期借入金の受入額をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期貸付金回収収入 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金収入 ・長期貸付金回収収入
197	『資金収支計算書勘定科目』(表)の説明の支出の部の〈その他の活動による支出〉の大区分	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金元金償還支出 ・役員等長期借入金元金償還支出 <p>〔説明〕<u>役員（評議員を含む）からの長期借入金の返済額をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期貸付金支出 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金元金償還支出 ・長期貸付金支出
198	『貸借対照表勘定科目の説明』(表)の資産の部の、大区分「固定資産（基本財産）」の中区分	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・建物減価償却累計額 <p>〔説明〕<u>貸借対照表上、間接法で表示する場合の基本財産に計上されている建物の減価償却の累計をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期預金 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・定期預金
198 ~ 199	『貸借対照表勘定科目の説明』(表)の資産の部の、大区分「固定資産（その他の固定財産）」の中区分	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形リース資産 ・〇〇減価償却累計額 <p>〔説明〕<u>貸借対照表上、間接法で表示する場合の有形固定資産の減価償却の累計をいう。資産名を付した科目とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形リース資産 ・権利

		<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期預り金積立資産 ・退職共済事業管理資産 <p>〔説明〕<u>退職共済事業で、加入者から預託された資産をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇積立資産 <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の固定資産 ・徴収不能引当金 <p>〔説明〕<u>長期貸付金等の固定資産に計上されている債権について回収不能額（返済免除等を含む）を見積もったときの引当金をいう。</u></p>	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期預り金積立資産 <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇積立資産 <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の固定資産
199	『貸借対照表勘定科目の説明』(表)の負債の部の、大区分「固定負債」の中区分	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点区分間長期借入金 ・役員退職慰労引当金 <p>〔説明〕<u>将来支給する役員（評議員を含む）への退職慰労金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未払金 ・長期預り金 ・退職共済預り金 <p>〔説明〕<u>退職共済事業で、加入者からの預り金をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の固定負債 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点区分間長期借入金 <ul style="list-style-type: none"> ・長期未払金 ・長期預り金 <ul style="list-style-type: none"> ・その他の固定負債
219 ~ 220	(運用通知)	<p>16 減価償却について（会計基準省令第4条第2項関係）</p> <p>(1) 減価償却の対象 〈略〉</p> <p>(2) 減価償却の方法 〈略〉</p> <p><u>(3) 減価償却累計額の表示</u></p>	<p>16 減価償却について（会計基準省令第4条第2項関係）</p> <p>(1) 減価償却の対象 〈略〉</p> <p>(2) 減価償却の方法 〈略〉</p>

		<p><u>有形固定資産（有形リース資産を含む。）に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法（以下「直接法」という。）又は当該各資産科目の控除科目として掲記する方法（以下「間接法」という。）のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することも妨げない。</u></p> <p><u>無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示する。</u></p>	
220	(留意事項)17 減価償却について	<p>17 減価償却について</p> <p>(1) 減価償却の対象と単位</p> <p>減価償却は耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象とする。減価償却計算の単位は、原則として<u>資産ごととする。</u></p>	<p>17 減価償却について</p> <p>(1) 減価償却の対象と単位</p> <p>減価償却は耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象とする。減価償却計算の単位は、原則として<u>各資産ごととする。</u></p>
238	(運用通知)15 満期保有目的の債券の評価について	<p>15 満期保有目的の債券について（会計基準省令第4条第5項関係）</p> <p><u>(1) 評価について</u></p> <p>満期保有目的の債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p><u>(2) 保有目的の変更について</u></p> <p><u>満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替</u></p>	<p>15 満期保有目的の債券の<u>評価</u>について（会計基準省令第4条第5項関係）</p> <p>満期保有目的の債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p>

		は認められない。	
251	(運用通知)	18 引当金について (会計基準省令第5条第2項関係) (2) (略) また、徴収不能引当金は、 <u>直接法又は間接法のいずれかを</u> <u>選択して、当該金銭債権から控除するものとする。</u>	18 引当金について (会計基準省令第5条第2項関係) (2) (略) また、徴収不能引当金は、当該金銭債権から控除するもの とする。
253	(社会福祉法人会計 基準)	(負債の評価) 第5条 2 (略) 一 賞与引当金 二 退職給付引当金 <u>三 役員退職慰労引当金</u>	(負債の評価) 第5条 2 (略) 一 賞与引当金 二 退職給付引当金
256	(社会福祉法人会計 基準)	(負債の評価) 第5条 (略) 2 (略) 一 賞与引当金 二 退職給付引当金 <u>三 役員退職慰労引当金</u>	(負債の評価) 第5条 (略) 2 (略) 一 賞与引当金 二 退職給付引当金
257 ~ 258	(留意事項)	21 退職給付について <u>(1) 期末要支給額による算定について</u> (略) <u>(2) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職 員等退職手当共済制度の会計処理</u> (略)	21 退職給付 <u>会社</u> について <u>ア</u> 期末要支給額による算定について (略) <u>イ</u> 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員 等退職手当共済制度の会計処理 (略)

		<p>(3) 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理</p> <p>ア 共済契約者である社会福祉法人</p> <p>退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。</p> <p>〈略〉</p> <p>イ 退職共済事業実施者である社会福祉法人</p> <p>退職共済事業実施者である社会福祉法人が、共済契約者である法人及び加入者から受領した掛金は資産に計上し、同額を負債として認識する。資産は、会計基準省令第4条に規定する資産の評価の方法に従って評価する。負債は、資産の増減額と同額を負債に加減し、会計基準省令第5条の債務額とする。</p> <p>なお、拠点区分又はサービス区分を適切に設定して管理すること。</p>	<p>ウ 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理</p> <p>都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。</p> <p>〈略〉</p>
263	(留意事項)	<p>14 基本金について</p> <p>(略)</p> <p>ウ 運用上の取扱い第11(3)に規定する基本金について</p> <p>(略)</p> <p>「社会福祉法人の認可について」別紙社会福祉法人審査要領第2(3)に規定する、</p> <p>(略)</p>	<p>14 基本金について</p> <p>(略)</p> <p>ウ 運用上の取扱い第11(3)に規定する基本金について</p> <p>(略)</p> <p>「社会福祉法人の認可について」別添社会福祉法人審査要領第2(3)に規定する、</p> <p>(略)</p>
281	(運用通知)	<p>19 積立金と積立資産の関係について (会計基準省令第6条</p>	<p>19 積立金と積立資産の関係について (会計基準省令第6条</p>

		<p>第3項関係)</p> <p>事業活動計算書(第2号第4様式)の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。</p> <p>〈略〉</p>	<p>第3項関係)</p> <p>当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。</p> <p>〈略〉</p>
314	<p>会計及び資金の使途等に関する通知等の体系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人会計基準」 平成28年厚生労働省令第79号・共通 (平成28年3月31日/令和2年9月11日最終改正) ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用の取扱いについて」 雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号・共通 (平成28年3月31日/令和2年9月11日最終改正) ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」 雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号・共通 (平成28年3月31日/平成31年3月29日最終改正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人会計基準」 平成28年厚生労働省令第79号・共通 (平成28年3月31日/平成28年11月11日一部改正) ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用の取扱いについて」 雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号・共通 (平成28年3月31日/平成28年11月11日雇児発1111第3号、社援発1111第5号、老発1111第6号一部改正) ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」 雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号・共通 (平成28年3月31日/平成28年11月11日雇児総発1111第2号、社援基発1111第2号、障障発1111第1号、老総発1111第1号一部改正)

		<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 府子本第254号、雇児発0903第6号・保育 (平成27年9月3日／平成30年4月16日最終改正) (主な内容) 1. 委託費の使途範囲 2. <u>処遇改善等加算</u>の取扱い 3. 前期末支払資金残高の取扱い 〈略〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 府子本第254号、雇児保0903第6号・保育 (平成27年9月3日／平成29年4月6日最終改正) (主な内容) 1. 委託費の使途範囲 2. <u>賃金改善要件分等</u>の取扱い 3. 前期末支払資金残高の取扱い 〈略〉
315	会計及び資金の使途等に関する通知等の体系	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人の認可について」 障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号・共通 (平成12年12月1日／令和元年9月13日最終改正) ・「社会福祉法人の認可について」 障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号・共通 (平成12年12月1日／令和2年12月25日最終改正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人の認可について」 障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号・共通 (平成12年12月1日／平成28年11月11日最終改正) ・「社会福祉法人の認可について」 障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号・共通 (平成12年12月1日／平成28年11月11日最終改正)
321	保育所の資金の使途に関連する通知(表)	<ul style="list-style-type: none"> ・府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 (※年月日欄) 平成27年9月3日 	<ul style="list-style-type: none"> ・府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 (※年月日欄) 平成27年9月3日

		平成 30 年 4 月 16 日最終改正	平成 29 年 4 月 6 日最終改正
324～ 325	保育所における資金 弾力化の要件・内容・ 金額の制限(図 14-1 続 き)	2. 同一の設置者が設置する保育所等に係る次の経費に充て ることができる。(254 号 1. (5)) 〈略〉 事前承認により認められる事例 (255 号 5) ・ 同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等の新築 又は増改築に係経費 (土地権利費を含む。) 等	2. 同一の設置者が設置する保育所に係る次の経費に充てる ことができる。(254 号 1. (5)) 〈略〉 事前承認により認められる事例 (254 号 5) ・ 同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等の新築 又は増改築に係経費 (土地権利費を含む。)
348	就労支援事業の範囲	① 〈略〉 ② 同法施行規則第 6 条の 10 第 1 号に規定する就労継続支 援 A 型 ③ 同法施行規則第 6 条の 10 第 2 号に規定する就労継続支 援 B 型 また、同法第 5 条第 7 項に基づく生活介護等において、 〈略〉	① 〈略〉 ② 同法施行規則第 6 条第 10 項第 1 号に規定する就労継続 支援 A 型 ③ 同法施行規則第 6 条第 10 項第 2 号に規定する就労継続 支援 B 型 また、同法第 5 条第 6 項に基づく生活介護等において、 〈略〉
359	(社会福祉法人会計 基準第 29 条)	<u>十五 合併又は事業譲渡若しくは譲渡受けが行われた場合 には、その旨及び概要</u> <u>十六</u> その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の 状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするた めに必要な事項	<u>十五</u> その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の 状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするた めに必要な事項
361	(運用通知)	<u>21</u> 重要な会計方針の開示について (会計基準省令第 29 条 第 1 項第 2 号関係)	<u>20</u> 重要な会計方針の開示について (会計基準省令第 29 条 第 1 項第 2 号関係)

362	運用通知別紙1の5.	<p>5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分 (略)</p> <p>(4) <u>公益事業における拠点区分別内訳表</u> (会計基準省令第3号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) 当法人では、<u>公益事業の拠点が一つであるため作成していない。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
364	運用通知別紙1の9.	<p>9. <u>有形</u>固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高</p>	<p>9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高</p>
370	社会福祉法人会計基準	<p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社会福祉法人は、<u>第一項</u>の規定にかかわらず、(略)</p> <p>4 <u>第一項</u>各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。</p>	<p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社会福祉法人は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、(略)</p> <p>4 <u>第二項</u>各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。</p>
372	別紙3 (2) 寄附金収益明細書の (注)	<p>(略)</p> <p>3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と<u>整合</u>するものとする。(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と<u>一致</u>するものとする。(略)</p>
373	別紙3 (3) 補助金事業等収益明細書の (注)	<p>1. (略)</p> <p>2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と<u>整合</u>するものとする。(略)</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と<u>一致</u>するものとする。(略)</p>

382 ~ 383	別紙3 (⑩) ○○拠点 区分 資金収支明細書 事業活動による収支 >収入の勘定科目	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療事業収入 <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>退職共済事業収入</u> <ul style="list-style-type: none"> ・事務費収入 ・○○事業収入 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療事業収入 <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○事業収入
383 ~ 384	別紙3 (⑩) ○○拠点 区分 資金収支明細書 事業活動による収支 >支出の勘定科目	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費支出 <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬支出 ・<u>役員退職慰労金支出</u> <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授産事業支出 ・<u>退職共済事業支出</u> <ul style="list-style-type: none"> ・事務費支出 ・○○支出 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費支出 <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬支出 <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授産事業支出 ・○○支出
385	別紙3 (⑩) ○○拠点 区分 資金収支明細書 その他の活動による 収支 > 収入の勘定科 目	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金収入 ・<u>役員等長期借入金収入</u> ・長期貸付金回収収入 <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の活動による収入 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>退職共済預り金収入</u> ・<u>退職共済事業管理資産取崩収入</u> ・○○収入 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金収入 ・長期貸付金回収収入 <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の活動による収入 ・○○収入

385 ~ 386	別紙3 (⑩) ○○拠点 区分 資金収支明細書 その他の活動による 収支>支出の勘定科 目	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金元金償還支出 ・<u>役員等長期借入金元金償還支出</u> ・長期貸付金支出 〈略〉 ・その他の活動による支出 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>退職共済預り金返還支出</u> ・<u>退職共済事業管理資産支出</u> ・○○支出 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金元金償還支出 ・長期貸付金支出 〈略〉 ・その他の活動による支出 ・○○支出
389 ~ 390	別紙3 (⑪) ○○拠点 区分 事業活動明細書 サービス活動増減の 部>収益の勘定科目	<ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・医療事業収益 ・<u>退職共済事業収益</u> <ul style="list-style-type: none"> ・事務費収益 ・○○事業収益 	<ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・医療事業収益 ・○○事業収益
390 ~ 391	別紙3 (⑪) ○○拠点 区分 事業活動明細書 サービス活動増減の 部>費用の勘定科目	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬 ・<u>役員退職慰労金</u> ・<u>役員退職慰労引当金繰入</u> 〈略〉 ・事業費 <ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・車輛費 ・<u>棚卸資産評価損</u> ・○○費 <ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 〈略〉 ・授産事業費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬 〈略〉 ・事業費 <ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・車輛費 ・○○費 <ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 〈略〉 ・授産事業費用

		<ul style="list-style-type: none"> ・退職共済事業費用 <ul style="list-style-type: none"> ・事務費 ・〇〇費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇費用
391	別紙3 (⑪) 〇〇拠点 区分 事業活動明細書 サービス活動外増減 の部>収益の勘定科 目	<ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・有価証券売却益 ・基本財産評価益 ・投資有価証券評価益 ・投資有価証券売却益 ・積立資産評価益 ・その他のサービス事業活動外収益 <ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・為替差益 ・退職共済事業管理資産評価益 ・退職共済預り金戻入額 ・雑収益 	<ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・有価証券売却益 ・投資有価証券評価益 ・投資有価証券売却益 ・その他のサービス事業活動外収益 <ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・為替差益 ・雑収益
391 ~ 392	別紙3 (⑪) 〇〇拠点 区分 事業活動明細書 サービス活動外増減 の部>費用の勘定科 目	<ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・有価証券売却損 ・基本財産評価損 ・投資有価証券評価損 ・投資有価証券売却損 ・積立資産評価損 ・その他のサービス事業活動外費用 <ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・為替差損 	<ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・有価証券売却損 ・投資有価証券評価損 ・投資有価証券売却損 ・その他のサービス事業活動外費用 <ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・為替差損

		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>退職共済事業管理資産評価損</u> ・<u>退職共済預り金繰入額</u> ・雑損失 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑損失
436 ~ 437	社会福祉充実残額算 定シート	<p>1 ~ 6 〈略〉</p> <p>7. <u>「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>社会福祉充実残額</u> ・<u>社会福祉充実計画用財産</u> 	1 ~ 6 〈略〉